

議案第 6 号

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

川崎市特定非営利活動促進法施行条例（平成23年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項、第5条第2項及び第9条第2項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第18条第3項中「第52条第4項」の次に「、第5項」を加える。

附 則

この条例は、令和3年6月9日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。